

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年6月24日 13時30分～14時15分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、角谷主任安全審査官、建部主任安全審査官、

宮本主任安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、

長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【有毒ガス防護について】（G-1-001(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（2）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（G-1-002(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（3）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（G-1-003(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（4）東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（G-1-004(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（5）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特

- に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (G-1-005(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (6) 東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表 (G-1-006(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (7) 東海第二発電所 発電用原子炉施設設置変更許可申請書 (添付書類十一) 比較表 (G-1-007(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (8) 東海第二発電所 発電用原子炉の設置変更 (発電用原子炉施設の変更) に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号 (平和目的) 基準への適合について 比較表 (G-1-008(改0)) (令和4年5月31日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	規制庁尾野です。それでは、
0:00:11	日本原子力発電株式会社東海第2発電所の夕方、有毒ガス防護対策に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:21	それでは、本日の説明を開始してください。
0:00:27	はい。日本減車活動ウラマツ申します。よろしくお願いいたします。本日は添付書類11等添付数4のPRAについてご説明をさせていただきます。では担当の方から、添付書類11のご説明をさせていただきます。
0:00:44	はい。はい、原電の菊池ですよろしくお願いいたします。では添付書類11の説明をさせていただきます。資料の方は、幾つか提出してるんですけども、一番、
0:00:54	若宮さんのG-1-007という、
0:01:03	出てこないか。それと、
0:01:06	資料としましては、G1G-1-003というのが、添付書類11の補足説明資料で、
0:01:14	こちらは
0:01:15	品管規則と、
0:01:18	本文11号とその添付書類11の比較になってございます。で、
0:01:23	めくっていただきまして、
0:01:43	資料番号、資料番号はG-1-007ナカイ0のトウニのは、
0:01:50	申請書のカッコ添付書類11の比較表になってございます。
0:01:56	こちらでちょっと説明の方させていただきたいと思います。
0:01:59	はい。
0:02:00	まず14分の1ページですけども、こちらは
0:02:06	構成ですけども一番左側の島根様の適合性審査の資料。
0:02:11	で、真ん中が私ども誘導ガス防護で、一番右に差異の説明というふうに記載させていただきます。
0:02:20	1ページ目ですね、こちら別添番号が違いますのでそういうことではございます。すみませんあと、
0:02:26	説明足りませんで、右左上ですね、赤字の方が赤字で、
0:02:32	分けての設備運用または体制の相違ということ、設計方針の相違を整理してございます。で、青字のですね、青字の方は、記載方針の相違で緑字の方は、実質的な相違ないんですけども、記載表現とか設備、
0:02:45	名称とかの相違っているのを整理してございます。
0:02:48	1ページ前。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	その1ヶ所ですね、2ページ目は特にございません。
0:02:54	3ページ目です。
0:02:56	3ポツですね、設計活動に関わる品質管理の実績のところですけども、島根さんにある青字のところは頭にはございません。これは、記載方針の相違ということで、保安規定施行前に行った活動はないということで記載をしてございません。
0:03:10	それ以降ですね、3、3-1から3-2のところは、組織名称ですとか、記載表現の相違があるというところがございます。
0:03:19	はい。それ、4ページ目です。
0:03:22	4ページ目もですね。
0:03:24	3、
0:03:26	3-3-2の(3)下の方まではですね、記載表現の相違なんですが一番下のところですね。
0:03:34	(4)申請書の承認のところですね。
0:03:37	このところに記載方針の相違がございます。
0:03:41	私どもの方は設計を所管する組織の長は、作成者首藤取りまとめ、原子炉施設保安委員会にフジイし、審査確認を得るところを記載しております、
0:03:52	こちら会議体までの付議を諸会議体の付議を承認まで一覧プラスし記載しているものがございます。
0:03:59	はい。5ページ目です。ページ目はですね、中段3-3-4ですね、新検査制度移行に際しての本質、
0:04:08	申請における設計管理の特例というのが、島田さんありますけれども頭のほうにはないというところがございます。これは先ほど12ページ目で説明したと。
0:04:16	3ページです。説明したと同じ内容になります。
0:04:20	それ以降は記載表現の相違になってございます。
0:04:25	はい。6ページ目です。こちら記載のように、記載表現の相違、
0:04:31	になってございます。
0:04:34	はい。7ページ。
0:04:36	8ページ、9ページ。
0:04:40	10ページまで、記載表現の相違となってございます。11ページですね、こちらは赤枠で困っておりますこれ組織体制の相違ということで整理してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	12 ページ目ですね、こちらも記載表現の相違があるということで、明記してございます。
0:04:58	13 ページ、こちらも組織体制の相違ということで整理してございます。
0:05:03	はい。
0:05:04	で、14 ページ目の方はですね、先ほど申し上げたセンコーとサインなさいところを整理してございます。
0:05:16	1 番目ですね、設備運用体制の相違というのは先ほどご説明しました通り体制のところですね、ちょっと赤枠で囲ったところが差異になるというところで、こちらはセンコー様との
0:05:28	体制組織の相違等によるものと考えてございます。2 番目ですね、記載箇所と記載内容もそういうところですよ。
0:05:36	これか。
0:05:38	(1)と、(3)のところですね。
0:05:43	島津様って記載があるところ。
0:05:46	本規定の施行までに実施したところがあったので、記載してるんですけどにはなかったということで、記載してないというところで、あと(2)のところですね、
0:05:59	東海第 2 の方では原子炉施設保安委員会の審議確認を申請書の承認プロセスとの一部と整理して記載しているというところでございます。はい。
0:06:08	3 番目ですね、記載表現設備名称の相違のところですね。
0:06:14	あそこでちょっと説明足りてませんすみません。7 ページだったんですけども、
0:06:20	4-3-3 ですね設計及び設計のアウトプットに対する検証というところですね、がありまして、ここですね、検証のところでは島根さんの方は、なおこの件、
0:06:30	昭和、当該業務に直接実施したものの以外のもに実施させるというところなんですけども、弊社の方では
0:06:38	的なこの検証は適合性確認を実施したものの業務に直接関与しない上位職位の者に実施させるというところが違ってございまして、こちら社内運用の整理、増員というふうにご覧でございます。
0:06:50	はい。
0:06:55	そうですね。添付書類 11 の説明とあと、シマダ様との比較の方でちょっと説明させていただきました。説明の方は以上になります。
0:07:15	はい。規制庁尾野です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:19	質問。
0:07:21	ある方いらっしゃいますか。
0:07:30	規制庁のタテベです。比較表の、
0:07:34	3 ページお願いいたします。3 ページの
0:07:38	3 ポツ 1 ポツ 2 の調達に係る組織ってとこなんですけども、
0:07:43	これ、島根と通りの比較になっていまして、両方とも 3 ぽつぽつについては実績がうまく書かれてませんと。
0:07:51	一方で
0:07:54	4 ページ行っていただくと、3 ポツ 3 ポツに設計及び設計のアウトプットに対する検証というところで、調達による解析、等々、
0:08:04	品質を確保するという観点で活動を実施しましたって、実績が書いてまして、
0:08:08	となると 3 ポツ 1 ポツのところにも、実績が書かれても良いのかなと思ったんですけども、ここは書かれていない理由は、
0:08:16	何かございますか。
0:08:20	4 ページ目で、
0:08:22	なおなお活動を実施したっていうのは、例えば 3-3-1 ですとかそういうところにあるからあるということで、
0:08:36	規制庁のタテベです。今回、誘導ガスの評価で、例えばガスプルームモデルとかで、評価替え強化みたいなことしたじゃないですか。で、
0:08:46	そういったものってのはもう、申請書にその結果が載ってるわけですよね。
0:08:50	で、
0:08:51	調達、そういうのでおそらく調達されたと思うんですけども、その 3 ポツ 1 ポツのところ、そういったものが申請書の時についてるのであれば、うん。まさに調達の時、
0:09:01	実績といたしますか、それが書かれるのかなと思ったんですけども。
0:09:06	ちなみになんですけどもこれ、
0:09:08	そうですね、調達があるかどうか。
0:09:15	はい。
0:09:19	これ、これは今、
0:09:34	日本原電の森井です。誘導コガ数母語の影響評価につきましては、幅広くにて調査評価させていただいております。
0:09:43	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:45	とすると、規制庁の武です。といいますと、じゃあ、調達はやっぱりあるってということになるわけですね。
0:10:09	形状管理今の点はあれですか。今やりとりで、
0:10:15	今回影響評価のところは委託をしましたということで調達があるってことだと理解をしたんですけど、てことはこの今の 3.1 度に例えば申し上げた調達に係る組織のところっていうのも、
0:10:29	当然調達を行っているのであれば実績として存在するんじゃないかなと我々思ってるんですけど、それについてはいかがですか。
0:10:44	はい、原電の菊池です。
0:10:46	はいおっしゃる通りちょっと到達ある実績があるということなんです。例えばです。例えばというか 3-3-2 のところですね。
0:10:55	設計とか設計のアウトプットに対する検証というところで、申請書作成のための設計ということですね。
0:11:03	ここでその調達による解析ですとかそういったものを、
0:11:09	活動で実施してるというふうに認識して書いてたので、この長野ほ、あとすいません、ちょっとセンコーさんもその辺は整理されてるということでちょっと記載のほうを改めさせていただきたいと思います。
0:11:24	はい。清野タテベです。はい。よろしくお願いします。
0:11:31	規制庁岡田です今の絡みでいきますと、多分その 14 分の 5 ページのところ、
0:11:38	3 ポツ 4 で本申請における調達管理の方法っていうのがありまして、3 ポツ 4 のところは、以下に示す管理を実施するのでここは実績いらないかなと思うんですけど。
0:11:49	3 ポツ 4 ポツ 1、それから、3 ポツ 4 ポツに、
0:11:54	3 ポツ 4 ポツ、3 のそうかな、のところは、今回その A 委託を出されて調達をされているってことであれば、ここもここに記載された通りのやり方で、その供給者を選定して、
0:12:09	疑似供給者の技術評価を行って供給者を選定して調達管理を、
0:12:14	されたと、ということなのかなと思うんですけど、そこはその理解でよろしいですか。
0:12:21	はい弊社の
0:12:23	K-NETもそのようになってますのでそういう理解です。
0:12:27	終わりじゃここは記載を実績の記載についてはちょっと検討いただければと思います。
0:12:32	了解しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:44	原子炉規制庁の宮本です。14分の4のところちょっと確認なんですけど一番下から14分の5にかけてです、申請書の承認というところで、今回新しく記載を、島根と違って追記されているということでちょっと、
0:12:59	内容を確認するんですけど、
0:13:02	設計を主管する組織の長で始まって原子力施設保安委員会へ付議し審議確認を得るっていう
0:13:11	組織と、この下の跨ぎで行っている本申請の手続きを主管する組織の長というのは違うという認識でいいですか。一緒ですか。
0:13:23	はい。原燃の菊池でございます。今回の誘導ガスの申請においては、一緒でございます。
0:13:33	一緒であれば、これは上の青い今回つけた必要行為っていうのは、
0:13:40	理解してないんじゃないですか。今はちょっと私これ、記載してるっていうのはもともと設計を主管する組織の長は、原子力施設保安委員会へ審議確認を得ると。
0:13:51	でまたっていうことで、これ審議職員終えた後で、今度は、この手続きに必要な手続きを主管する組織の長が別個、これを上げるというふうに読めるんですけど、
0:14:04	今の話だ等、これ2回やってるわけじゃなくて1回しかやってないのか。
0:14:10	ここをわざわざ書き追加されてんですけど、ここってどういう認識でこれ記載されてますか。
0:14:16	はい。原電の菊池です。
0:14:20	設計を主管する組織、すいません下の方またの方から説明させていただきますと、この本申請の提出手続きを主管する組織の所というのが、発電管理室というところが
0:14:33	主管してございます。で、
0:14:35	上の、なんていうか、4ページですね、設計を主管する組織の長というのが、必ずしも発電管理室とは限らないということで、切り分けをしているということです。ただ、今回誘導ガス防護に関しては発電管理室の方で、
0:14:52	取りまとめを行ってそのかけてるところ、だからすみません、端的に言うと
0:14:57	言い方かどうかはね、要は2小1出かけたというと、1回原子力保安委員会は1回ですけども、
0:15:04	この同じ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:06	かけてるっていうところ。
0:15:13	あと、元のスズキです今菊池が申した通りなんですけれども、まずは付議し、審議確認を終えるところまで一つのステップとして書いていると。
0:15:23	今菊池が言った通り有毒ガスについてはこの付議して審議確認を得るのは発電管理室長ということなんですけども、必ずしも設計によってはその発電管理者とは限らないというものになっています。
0:15:36	最初に審議確認を得るといった上で、次のステップで、その審議確認を終えたものを、提出の手続きをとりますよってということが書いてあるということですね。
0:15:46	ステップで書いてるということです。
0:15:48	以上。
0:15:50	あ、規制庁の方です。だからこれあれですね今のこの記載はより一般的に今後も変える必要がないような、読める形で書いていて、ただ今回については、この提出手続きを主管する組織と、
0:16:05	設計を主管する組織の長ってのはこの誘導活動は一緒でしたっていうそういうことです。
0:16:09	辨野スズキですおっしゃってます。わかりました。
0:16:15	宮本ですけど、内容はわかったんですけど、今ちょっとさっき言った原子力施設保安委員会っていうのは、
0:16:23	1回で全部やってしまってるのか。
0:16:27	前半のやつで1回やった上で、
0:16:29	多分通常、もう1回、2回これやってるのか1回で全部まとめてんのかどっちなんでしょうね。
0:16:37	原燃の鈴木です。1回です。審議確認をするのは、1回で、その審議確認したものを提出するっていうのがむしろメインで、香田の方は書いてるつもりでいました。
0:16:49	ワンステップ目で承認終えたものを、提出手続きを取りますっていうことを書いてるつもりでした。以上です。
0:16:55	わかりました。
0:16:59	承認書、申請書の承認という意味で、こう書かれている実績で考えると、
0:17:04	ステップを一つふやす、記載も別に問題ではないんだけど、承認書の申請書の承認っていう行為で考えれば、後だけでもいいような気がするんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:15	そこは事業者のそういう判断であれば特に今の記載でもいいかなと思います。はい。
0:17:21	あと、ちょっともう1件私がちょっと認識があんまりしてなくて申し訳なかった14-3の、
0:17:27	3ポツのなお書きのところ、
0:17:30	これちょっと少し、青字で書かれてる意図がちょっとよくわかんなかったんで、詳しく説明していただけますか。
0:17:41	原電の寄付者応じて書かれてる意図っていうのは、そのシマダさんが書いていて、うちは変えてないというところで、
0:17:55	の、
0:17:56	こちら左からですねシマダ様の記載のところでお、
0:18:01	事業の業務のうち
0:18:04	法律に基づき変更認可された現象施設保安規定の施行まで実施した業務は、設置許可本部次長に基づくものがないことからというところで、
0:18:15	例えば、例えばというか私どもも、投入特重ですとかは、当然新、新、保安規定で、あたし保安規定認可前から作業していましたのでこちらの方の記載の方はしていたというところでございます。
0:18:30	ただ今回有毒暴走Aという増額防護のところはですね、
0:18:34	それに当たる
0:18:38	施工施行前からの業務かな、実績がなかったということで、記載をしなかったというところなんです。
0:18:49	あ、規制庁からですねこれだあれですよこの島根の場合はこれは新規規制基準の本体、許可の中でこの誘導ガスやっているので、これ当然その添付11枚は本文11号の法改正が行われる。
0:19:04	前から作業があったので、このなお書きの記載があるんですけど、今回の場合はもう改正後、からしか活動始めてないので、このなお書きをあえて書く必要はありませんっていうそういう、
0:19:18	意味ないですか。おっしゃる通りです私の方も当然書いとく上の時は当然記載してましたが、その
0:19:27	独自の時はその改正前からの活動があったから書いていただけのことですね。おっしゃる通りです。
0:19:35	しないと、そうだと14-3もそうですけど14-5も、私はいいとわかって10-5は特に意図はわかったんですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:43	脇にある備考の記載が、保安規定の施行前に行った活動がないためってというのが、そもそも意図が違うような気がするので、法律の改正前とか、
0:19:54	そういうふうに適切にこれ記載を直してもらえますかそうじゃないと、この保安規定の施行前って言ったら、ちょっと意味がよくわからないので、そこはちょっと修正願えますかね。
0:20:05	現在の木伏さん了解いたしました先ほどショウジュ
0:20:10	業務の3統合でちゃんと明確にできるよう切り分けたのみ記載の適正化した。
0:20:18	はい。よろしくお願ひします。その辺が今、事業者の方で市へ説明してる資料の一番最後のページから別紙で書かれてるところも同じように、
0:20:32	説明がよくわからない状態で、何とかな、この比較が書かれているので、ここはもう少し親切に書いていただかないと、
0:20:43	比較の意図があまりないので、その辺はよろしくお願ひします。
0:20:48	現在の記者了解いたしました。
0:20:51	私の方は以上です。
0:20:58	規制庁の永江です。ちょっと
0:21:02	あとですね、
0:21:04	ページで言うと14分の7ページなんですけど、
0:21:09	はい。この4ポツ3ポツ3のところ、設計及び設計のアウトプットに対する検証のところなんですけどね。
0:21:16	ここ、ここは4本さんでその後の設計に関わる品質管理の方でずっときてて、
0:21:22	その最後のところ2(4)の設計のアウトプットに対する検証の
0:21:27	ずっと行ってなお書きのところなおこの検証は、
0:21:32	適合性確認を実施した者
0:21:35	業務に直接関係していない上位職位の、
0:21:42	ものに実施させるってこうなってて、
0:21:45	一方ですね、
0:21:47	3ポツ3の方なんですけど、
0:21:50	14分の4ページ。
0:21:53	の、
0:21:55	3ポツ3ポツ1、設計開発に用いる情報の面、こちらです。3ポツ3ポツにですね、セキ及びセキのアウトプットに対する検証の下、
0:22:06	項2ですか、設計のアウトプットに対する検証では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:10	3行目あたりに要求事項を満たしていることの検証を組織の要員に指示するって書いてあるんですよ。で、
0:22:18	その3ポツさあんと、4と3のところと同じ検証に対して、
0:22:23	品管規則の原文はね、要は実際にやった人じゃなくて、同じ力を持った人が別の、
0:22:32	直接関係してない人が別の観点で、その検証をやりなさいってことを書いてるんであって、助上司とか、
0:22:44	上位職種って関係なくて、基本的に要求されてるのは、
0:22:48	実施者直接実施したセキを実施した人と同等以上の力量があった人が客観的に検証するんだよっていうことを求めているんであって、
0:23:00	しかもこの3ポツチ本当4本が、その一方は、職員書いてないので、これだけ書いてるって、すごい違和感があるんですけど、何かお考えがあるんでしょうか。
0:23:17	はい。原電の菊池でございます。
0:23:21	14分の7ページのところですね先ほどおっしゃられた通り、
0:23:26	品管規則とは、
0:23:28	一緒ではないんですがただ私どもの方としては、当然
0:23:33	直接したものの、
0:23:35	以外のもんっていう意図で直接関与しないというふうに使っております。で、基本情緒食うはそのできるとかそういうのを持ってるっていうふうな観点で、より厳しい不厳しい
0:23:47	運用と厳然としての運用というふう考えていて、
0:23:51	で、そのスサさん、先ほどの、
0:23:54	3ポツの方は設計及びす、設置許可断面ではそういう観点ですけどその現場の方だと、
0:24:02	先ほど申し上げたように直接関与し、上位職の人間が確認すると、選出するというふうな運用を考えたということです。
0:24:13	規制庁永井です。基本的にその設計、むしろね、設計が終わった後のね、工事とかそういうことの方が4ポツ4の方だと認識してますけど。
0:24:25	基本的には、その実際の工事等もですね、設計に従ったままその設計通りかっていう確認をするのであって、むしろ重要なのは、上位の設計の概念を
0:24:36	きっちり品質管理するということは重要な話で、片一方がその

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:42	をおっしゃったのはむしろ後段の方が重要だから重要なものがやったほうがいいよなんて考えるのは、ちょっと私はおかしいと思うし、少なくとも、
0:24:52	設計もそのあとの工事の検証っていうのも、フラットで同じ考え方で、重要では、少なくとも同等以上、私は設計の方が重要だと思ってますけど。
0:25:05	少なくともその同じ考え方でやらないと、そこは片方だけ、
0:25:11	特に後段の重要だっていうのはちょっとどういうふうに考えるのかちょっと理解しがたいところなんですけれども。
0:25:20	原燃の鈴木です 1 回ちょっと持ち帰りで整理をさせてください。おっしゃる通りですね品管規則で原石以外のものっていうか第三者にやらせるってのが本来の目的であって、上位職といったところまで申請書にそもそも書く必要があるのかと、QMSの規定で縛ってもいいわけであって、
0:25:38	ちょっとその辺り社内ですら整理した上で、またご回答申し上げたいと思います。以上です。
0:25:43	規制庁の長井ですよろしくお願いします。それとね
0:25:46	あとこっちの方が本質的な問題なんですけど、問題っていうか問題意識なんですけど 3 ポツ 3 のところで、
0:25:53	本申請における設計に係る品質管理の方法のところ、
0:25:57	一応先行の島根井農まあその記載ぶりに対応してるっていうことは理解。
0:26:05	するんですけれども、
0:26:07	これも何ていうんすかね品管規則もう一遍、全部読んでいただくと。
0:26:12	基本的には何ていうんすかね設計の
0:26:17	インプットがあって、インプット情報があって、そのセキを実際にやって、設計のアウトプットがあって検証をやるっていうプロセスになってて、
0:26:27	設計のインプット通りそのセキのアウトプットがそれを充足してるっていうことの中に、設計レビューってのがあられるわけですよ。で、今この中でね
0:26:40	瀬戸さんもさんの構成の中で、
0:26:43	設計レビューっていうのが、どこにも
0:26:47	出てこなくて、あと
0:26:50	その設計レビューって品管規則見てもらうとわかるんですけど、その設計の要求事項がインプット条件がきちんと反映されて設計のアウトプットになってるって評価をやって書いてて、
0:27:03	皆さんのところで、その前の段が 3-2 かな。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:07	3-2 のところ 2、3-2 の本申請における設計の各段階とその審査って いうところの、
0:27:16	下の 3、2 行比 34 分の 3 ページの下から 2 行目のところに、
0:27:22	セキを主管スルー組織の長は大日本示すアウトプットに対する審査を 実施するとともに記録を管理すると書いてて、
0:27:31	その角田設計の各段階で要は、アウトプットがインプットをきちんと充足 してるっていうことの確認を、レビューで確認することになってるんです けど。
0:27:41	この 3 ポツ 3 の中にいくと、
0:27:44	3 ポツ 3 ポツ 1 の、
0:27:47	情報の設計開発が用いる情報の明確化とか今のインプットの話とかで すね、いきなりそのあと、もう 3 ポツ 3 ポツ 2 の設計及び設計のアウト プットに対する検証になって、
0:27:58	その中にまた
0:28:01	さっきの調達の話とか云々っていうのを何か、
0:28:05	手計算によってどうのこうのとか、そういうのが入ってるんですけど、何 ていうかね
0:28:11	基本的には嶋島君もそう書いてるんですけど、書くべきは書くべき本質 的なことを書くべきは、
0:28:19	明確化して、さらにそれがそのアウトプットにいくプロセスを設計レビュ ーで確認した上で、その設計、
0:28:28	設計年セキアウトプットとして出てきたものをきちんと検証するんだって いうさそ、その、それぞれのそのいろんなバラバラのところに調達だっ たら調達とか設計レビューの前のところ、ところに、
0:28:41	束ねてはいるんですけど、ここの設計の本体の中とかさっきの、その後 の工事のところの設計のところの中にね、その辺の話が書かれてない んですよ。
0:28:53	だから、ちょっともう少しこの中身もお話もその島根の書き方がいいわ けじゃないんで、基本的には、
0:29:01	品管規則くうの、なんていうの、書いてる。
0:29:06	ものを、個別には要件として一対一に対応してるんですけど、
0:29:11	それをその全体として
0:29:14	入れたその 3 ポツ 3 とか 4 ポツ 3 って大きい中で、うまく整合性がとれ た書き方されてないんじゃないかというふうになら、
0:29:23	私も思ったんでちょっとそこも確認していただけますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:29	はい。原電の菊池でございます。今ご指摘いただいた品管規則でいうと第 30 条のセキ開発レビューが 3 本 3.3 から始まるところで、読めないんじゃないかというご指摘だと思う。
0:29:42	と理解しました。先ほどご説明に決まりましたけれども、3-3-2 のところで、確かにここ検証って書いてしまってるんですが、例えば(1)のところ、
0:29:52	申請書作成のための設計のところ、いろいろ確かに解析のことしか書いてないんであれなんです、こういうところでそのレビューとかっていうのを含めるかなというふうにちょっと考えていたんですがちょっと改めて、
0:30:04	確認させていただければと思います、また、
0:30:06	修正修正というか、その検討させていただければと思います。
0:30:15	現在のスズキです今菊池が申した通りちょっと品管規則との対応を確認したいと思います。すいません私はちょっと個人的にはですね 14-3 ページのその下の方の 3 ポツ 2 のところが、
0:30:27	本申請に係る設計の各段階とその審査といったところで審査というのがレビューというワードで使ってますので、この 3 ポツ 2 のところで次のページのところもそうなんですけども、
0:30:37	なおということで、そのレビューについてはこういうふうにやりますよって専門家を含めて実施するといったところで、設計レビューはここで読むのかなとちょっと思っていたんですけども、ちょっと品管規則と照らし合わせて、再度確認したいと思います。
0:30:49	規制庁長江です衛藤へ行ったのはほぼ入ってるのは入ってる。全然確認してるんですけど、この設計の中で、品管規則自体は今いただいたようなシリーズ、
0:31:03	やっていくっていう形で、
0:31:06	そこはむしろ一番重要なことだと思うんですよせ設計レビューで、
0:31:11	インプットに対して、充足したアウトプットがなされてるっていう確認を評価っていう言葉がありますから、レビューの中では、だから、やっぱりこの 3 ポツ 3 で
0:31:21	ここは、全体のその先の調達の話も含めて統合して、
0:31:27	それぞれ活動をまとめたっていう章になってるんで、そういう理解なんですけどちょっとそこは
0:31:34	ここにあるからいいっていう話とちょっと違うっていうコメントですので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:40	現在のスズキで承知しましたそういう観点でちょっと確認したいと思います。
0:31:44	規制庁奈良ですよろしくお願いします。私から以上です。
0:31:53	規制庁の方にちょっと先ほど長江からあったんですけど 14 分の 7 ページの一番下の
0:32:00	検証の花Cですね。
0:32:03	ここ差分として適合性確認を実施したもってというのが、記載があつて方ちょっと教えて欲しいんですけど、これって、上の、
0:32:14	記載だと設計を主管する組織の長は何たらカウンターで適合性を確認した上でって書いてるんですけど。
0:32:22	例の実施したもってというのは、この組織の長という理解でよろしいんでしょうか。
0:32:45	原電の菊池でございます。
0:32:48	ちょっと後、
0:32:49	質問、ちょっと確認させていただきたいんですけど、これ、
0:32:53	14 番 7 ページの一番下の行は、その適合性確認を実施したものの業務っていうふうに言ってるけれども、
0:33:00	その上の(4)の、
0:33:05	設計を主管する組織の長は、
0:33:07	の分母は、
0:33:09	適合性を確認した上でということで、実施したもってのは、要は組織の直下ということは今、
0:33:16	ここで記載している適合性確認を実施したもってというのはその上にある設計、設計を主管する組織の長って読むんでしょうか。
0:33:52	現在、すみませんちょっと確認させてください。
0:33:59	規制庁長井です
0:34:01	新刊規則にはっきり書いてますので品管規則もう 1 回読み直してください。
0:34:12	現在の規制は承知しました。
0:34:20	ですけど今なナガエとカタギリからあったようにここの確認をよくした方がいいかなと思っていてさらに言うと、上位職位ってというのはどういう概念でさっき言ったけど、書かれてるんですか。
0:34:32	じゃあ、実施責任者が課長であれば、課長より上位職と部長か室長しかないわけですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:39	この上位職っていうんで要は組織を尽くす、例えば組織を主管する組織の長と設計の長は、おそらく課長だわけですよ。
0:34:49	課長より上位職がこれを家検証するっていうことを、案に縛られてるっていう意図でこれを書かれてるならそうかなと思うんですけど。
0:34:59	要はこの上位職っていう概念をわざわざ入れるっていうことは、その辺を市事業者の中でよく理解した上で、これを入れないと。
0:35:08	先ほど言ったように、
0:35:11	何を指してるのかわからなくなるので、よく確認してください。
0:35:16	はい、現在の菊地です。了解しました。
0:35:24	北野カドヤですけども。
0:35:26	今回あれし島根との比較表を出されていて、何、ちょっと私お願いしたか忘れたんですけど、これまでの自分との比較表、要するに自分の添付 11 これまでどう、
0:35:37	書いてましたっていうのがちょっと見えていないんですけど、ちょっと気になってる書きぶりで記載をどんどんよくしていくってのはどんどんやっていった方がいいと思っていて、今、いろいろ受けた指摘についてもこの方が正しい。
0:35:49	記載ならそういうふうに直していったらいいと思うんですけど、多分こここれまで特重も含めて説明をしてきているはずで、なので、変えるのはどんどん改善していくのはいいんですけどその当時どう。
0:36:01	いう考え方で説明していたのかっていうのは、よく調べた上で、記載を適正化するなら、適正化するっていうふうに、ちょっと内部でちゃんと整理をしてから持ってきていただければというふうに思います。
0:36:15	現在のキクチです。はい、ありがとうございます。
0:36:18	内部の方で確認した上で回答の方させていただきます。
0:36:45	規制庁のですそれではこの
0:36:49	添付 11 については、
0:36:52	質疑はこれで終わりとして次の資料の説明をお願いします。
0:37:10	はい。日本元撮影ウラマツです。次平和、添付書類 4 ということで、資料番号につきましては比較表の方でご説明させていただきたいと思えます。
0:37:20	資料番号の方が、
0:37:21	G-1-008。
0:37:29	東海第 2 発電所の発電原子炉野瀬設置変更に係る原子炉等規制法第 43 条 3 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:36	6の第1項第1号の平和利用目的基準適合についての比較表ということで、こちらにつきましては東海第2の江崎の審査を受けていただき、審査を受けていた圧縮装置と比較になっております。
0:37:48	圧縮装置の変更箇所につきましては、実下のページの2ページになります。
0:37:55	緑色の方で編、最後書いておりますけども、さっきの審査時には、
0:38:03	縮装置の記載にしてたんですけども今回につきましては、
0:38:07	そこを変更しまして、
0:38:11	有毒ガスの記載の方をしております。その該当会社が緑になります。なっております。実は、原子炉及びその附属説明、施設の位置、構造及び、
0:38:22	設備の基準に関する規則の改正に伴い中央制御室、緊急制御室緊急時対策室を、
0:38:30	特定重大事故等対処施設に対して、有毒ガス発生に対する防護方針について記載するという形で、変更の方をしております。
0:38:38	その他、他のページにつきましては変更ございません。説明は以上になります。
0:39:02	規制庁のです。何か確認事項規制庁側ってありますか。
0:39:49	はい。ではこちらについての確認はございません。
0:40:08	はい。では規制庁については本日のコメントについて確認をしたいと思っておりますので、お願いします。はい。原電の村松でございます。まず最初にですね、44分の3ページのところで、
0:40:20	この青字の備考欄の記載、これにつきましては、記載の充実化の方をしたいと思っております。
0:40:26	また同じページの3ポツ1ポツ2の到達に係る組織のところにつきましては、実績があるんであれば実績を記載する形で検討したいと思っております。
0:40:35	次のページの14分の4ページですね。
0:40:39	これにつきましては、先ほど議論ありましたところになりました3ポツ3と4ポツのところ、設計、品管規則に基づく記載の適正化を検討したいと思っております。
0:41:00	後ですね14分の5ページにつきましては9の青字の記載、記載のところで同じような形で記載の適正化を検討したいと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:09	14 分の 7 ページにつきましては、先ほどの議論ありました、組織の長と、適合性確認したものとあつまり上位職の記載について、改めて内部で確認してご回答したいと思います。
0:41:25	搭載 54 分の 14 ページのこの記載につきましても、記載の充実化の方をしたいと思います。
0:41:31	これらの、本日の米いただいたコメントにつきまして東海第 2 のさっきの今までの申請書の比較もしまして当社としてどうするかというのを、
0:41:41	考えて、改めてご説明したいと思います。以上になります。
0:41:47	あ、規制庁課題ですけど
0:41:49	調達のところあれですね 14 分の
0:41:53	5 ページのところ、3.4 のところが調達管理の方法で 3.4. 13.4. 2、3.4. 3。
0:42:03	がありますのでここも実績があるのであればあわせて検討いただければと思います。
0:42:12	あと、ちょっと一つ言い忘れたんですが本文も本文との整合性っていうのも必ず確認してくださいね。
0:42:19	本文は割と
0:42:21	もう少し何て言うのかな、全体品管に沿ったような形で、もう少し書かれたかと思うんですけど、よろしく願います。
0:42:32	現在ウラムツ承知いたしました。
0:42:52	はい。すそれでは江藤ほかに。
0:42:56	説明するものはございませんか。
0:43:28	日本原子力、日本原電の森です。
0:43:31	指摘事項につきまして 6 月 15 日に、ヒアリングでいただきましたご指摘事項につきましては、資料の充実化を含め、現在対応しておりますので、
0:43:42	今後ご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願います。以上です。
0:43:55	はい、規制庁のです。衛藤。
0:43:59	では本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。
0:44:03	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。